

議事要旨(5)特別目的会社専門委員会における検討状況について

冒頭に西川委員長より、以前検討を行った投資事業組合の連結については本日(6月30日)までコメントを募集しているところであるが、今回は短期的な対応として特別目的会社(SPE)に関する開示を検討する旨の説明があった。引き続き、秋葉統括研究員より、6月に開催された2回の専門委員会での議論を集約した資料である「審議事項(5)短期的な対応 - 特別目的会社(SPE)に関する開示の充実」に基づき、特別目的会社専門委員会における検討状況の説明がなされた。

1. 現状

特別目的会社(SPE)の対応については、短期と中長期の2段階で進めることとし、短期的な対応としてディスクロージャーを充実させるにあたり、現状、何が問題であるかについて、問題の所在の共有化を図ることが必要ではないかという意見があり、専門委員会での議論の整理を行った。また、SPEを利用した取引が急拡大していることについてどのくらいの影響度があるのかという意見もあったが、公表されている資料による証券化市場の推計ではフローで年間8~9兆円程度の市場規模と考えられる(<参考3>参照)。

2. 具体的な対応策

短期的な対応としての具体的な対応策としては、次の【案1】【案2】が検討された。

(1) SPEを関連会社とする場合の明確化(【案1】)

企業会計審議会から公表されている「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」では、一定のSPEについては、出資者等の子会社に該当しないものと推定する(<参考2>参照)としており、関連会社に該当しないものとはしていない。関連会社とされれば、「関連当事者の開示」が必要となるため、この取扱いを明確化することにより、開示の充実が図られる。

これについて、専門委員会の議論では、既存の開示制度を用いるためよいのではないかという見方と、「影響力」があるケースを整理することは実務上困難ではないか、また、SPEのケースは「関連当事者の開示」とは趣旨が異なり、別枠にする方がよいのではないかという見方が示された。

(2) 「具体的な取扱い」によって子会社に該当しないものと推定されたものについての開示(【案2】)

「具体的な取扱い」において「出資者等の子会社に該当しないものと推定」された一定のSPE(<参考2>参照)について、関連当事者の開示や海外の状況を踏まえ、その概要や取引内容(SPEの概要、SPEとの関係、SPEとの取引の内容、SPEとの取引の種類別の取引金額、SPEとの取引条件及び取引条件の決定方針、SPEとの取引により発生した資産負債に係る主な科目別の期末残高)について開示する。

これについて、専門委員会の議論では、開示の目的にあわせて柔軟に対応できるのではないかという見方と、明らかに連結対象外と考えられるものも幅広く開示対象となる懸念があるとの見方があった。さらに、両案いずれにおいても過剰な開示は避け、適正な開示レベルとすべきであるとの意見もあった。

これらに対して委員等からの主な発言及び事務局からの説明は以下のとおりである。

- ・ 【案 1】の場合、SPE の開示に合わせて「関連当事者の開示」を修正することになるのかという質問や、関連当事者だとすると SPE の存在そのものも開示及び監査の対象となり、厳格な判断が必要になるのではないかという意見があった。これに対して事務局からは、【案 1】は SPE の開示について「関連会社の開示」を利用するのであって、修正するのではなく、「関連会社の開示」がうまく利用できない場合には【案 2】によることになるのではないかとの回答がなされた。
- ・ SPE といっても流動化での SPE や開発型 SPE などさまざまなものがあるため、まず SPE の定義をはっきりとすべきであり、また、SPE について開示するのか、SPE との取引を開示するのかなど、何を開示するのかを明確にすべきではないかとの意見があった。これに対して事務局からは、SPE の定義は本質的な問題であり、その検討には時間がかかるのであって、今回の SPE の開示は SPE の定義よりも、【案 1】であれば SPE のうち関連会社に該当し「関連当事者の開示」を行う SPE はどのようなものか、また、【案 2】であれば「具体的な取扱い」において子会社に該当しないものと推定された一定の SPE について開示の対象とするものは何か、ということを検討するものであるとの回答がなされた。

以 上